

（午前11時15分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第7 議員提出議案第1号 栄林三郎議員に対する辞職勧告決議について

○議長（中上良隆君）日程第7 議員提出議案第1号 栄林三郎議員に対する辞職勧告決議について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）決議案の朗読をもちまして、提案理由の説明といたします。

栄林三郎議員に対する辞職勧告決議。

栄林議員は、去る4月25日、公職選挙法違反（供応買収、事前運動）容疑で県警捜査2課と橋本署に逮捕された。5月15日、略式起訴され、即日罰金40万円を納付した。しかし、栄林議員は略式命令を不服として、5月28日、正式裁判を申し立てた。

以上の事実経過から、今回の事件は市民の代表を選ぶ市議会議員選挙を汚すものであるとともに、市民の市政に対する信頼を失わせるものである。よって、橋本市議会は、栄林議員に対して市議会議員の辞職を勧告するものである。

以上、決議する。平成19年6月、橋本市議会。

なお、私は、同僚議員の勧告決議を提出するにあたっていろいろ苦慮いたしました。しかし、橋本市の市議会議員として、この決議を採択することが議員としてとるべき態度で

あると、こういう結論に達したところでございます。さらに、東京都世田谷区の区議会議員選挙において経歴詐称事件が発生をし、具体的には一等書記官というふうに公報に掲載をしたと。事実は三等書記官であったということでもあります。このことに対して検察庁は書類送検ということとされました。しかし、世田谷区議会は辞職勧告決議を今週行ったと。こういう事実も申し上げ、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（中上良隆君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 中西峰雄君。

〔5番（中西峰雄君）登壇〕

○5番（中西峰雄君）反対の立場から討論させていただきます。

同僚議員の辞職勧告決議につきましては、私も苦慮いたすところでございますけれども、今現在係争中でありまして、三権分立の中

で司法権の手にゆだねられております。ご存じのように、日本の法制度の中では、被疑者は無罪の推定を受けております。無罪の推定を受けている段階で、私どもがそれを事実として認定をして、辞職勧告をするということについては、権限を逸脱しているというふうに考えます。私どもの手元に事実関係についての証拠は一切ございません。だれでもが判断できるような客観的な証拠が我々の手元にあるのであれば、それをもとに判断できるんですけども、そういう資料もございません。

それともう一点は、もし仮に、仮にでございますけども、無罪になったときにどうするのかと。これは議会として政治的な責任をやっぱり負わざるを得ないだろうというふうに考えます。

もう一点は、和歌山県警、警察とそれから地検、検察、これは国家権力の一翼を担うものでありまして、その一翼の判断をもとに、議会がそのとおりやと賛同していくのはいささか軽率ではなかろうかというふうに考えます。あくまでも警察と検察は捜査機関でありまして、国家権力の一部にすぎません。もう一部であります司法権の判断こそが重視されるべきであります。

ですから私は、今、係争中のことにつきまして、議会として判断するのは差し控えるべきが妥当であるというふうに考えます。そして、もし、仮にですけども、仮に有罪の判決が第1審で出たということになりますと、判決主文で有罪、判決理由で、これこれしかじかで有罪であるというものが皆さんの前に明らかにされます。それを見て、私は、橋本市議会は辞職が妥当であるのかどうかということ判断、それはするべきであるというふうに考えます。

提出議員のおっしゃられたように、選挙は公明そして清潔なものでなければならないと

いうことは言うまでもありませんが、しかし、それが本当に事実なのかどうかということの確認をした上で、しかも司法権の判断を見た上で、私どもは判断をさせていただきたいというふうに考えます。そういうことで、今回の議案に対しては反対とさせていただきたいと思えます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。賛成の方、ありますか。賛成の討論ですか。

13番 瀧君。

〔13番（瀧 洋一君）登壇〕

○13番（瀧 洋一君）栄林議員への辞職勧告決議案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

私も、やはり同僚議員としてこの決議案を採択するか否か大変苦慮するものであります。しかしながら、5月15日に略式起訴され、そして即日ご本人の意思をもって罰金40万円を納付しております。先ほどの5番議員の討論にありましておとり、議会として事実か否か、これを判断するものでないのは確かであります。しかしながら、この略式裁判において、確かに40万円を払うか否かは自由意志のものであります。そしてまた、略式裁判によるのか、また正式裁判を最初から申し入れるのか、これも被告人に与えられた現在の司法制度の権利であります。それをもってご本人の自由意志、被告人自身の自由意志に基づいて略式裁判を選び、そしてその命令に対し即日納付をした。この事実をもって市議会議員としての襟を正して、市民の声を代弁する者としての資格について、同僚議員としてこの議員の立場を維持することによしとすることにはならないと考えます。

そしてまた、これが職員が何らかの事件を引き起こした場合、過去にどうでしたでしょうか。裁判の判決を待つまでもなく、懲戒免職の処分が下されております。私たちが市民

に選ばれた代表者として襟を正し、業務を行っていくのが私たち議員の職責であると考えております。

そしてまた、いったん命令を受け罰金を払った後に不服申し立てをしておる。ある意味、市民の目からは、議員としての立場を維持するための不服申し立てである、こんな声も聞かれます。公職選挙法によれば、選挙の執行後3カ月以内に当選議員が辞職した場合は、次点の議員が繰り上げ当選となります。しかし、ここで控訴することにより、公職選挙法ではスピード裁判と、百日裁判と言われますが、7月22日でしょうか、執行から3カ月、この日の時点での当選執行がほぼ事実上ないかと思われまます。橋本市議会として、定数24でこれからさまざまな市での問題を議論していかなければならない。私たちの職責をこのまま、もしです。これも事実認定がされておられませんので、仮に有罪判決が出て失職となった場合、欠員1のままこの橋本市議会23名で運営していかなければならないということになります。

確かに推定無罪というのはわかります。これが一般人ではなく、私たち市民から選ばれた議員であるということの重みもあわせ考え、議会として辞職勧告に対して賛成をしたいと思えます。

以上をもちまして、栄林三郎議員に対する辞職勧告決議の賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

19番 中本君。

〔19番（中本正人君）登壇〕

○19番（中本正人君）私は反対の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

司法においてまだ、司法にゆだねるのが先決であって、まだ1審の判決も出ていない時点でのこの議員提案というは、私はおかしい

と思えます。1審の判決がしてから後でも私は遅くないということをお願い、今回のこの議員提案につきましては、反対とさせていただきます。

○議長（中上良隆君）賛成の討論をされる方。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）賛成の立場から討論を行います。

この議案提案をするにあたり、かなり実際には悩みましたけれども、この4月25日に逮捕された時点でもかなり新聞報道によりますが、具体的な捜査の内容が報道されておりました。また、5月15日に略式起訴をされた。この時点においても、実際にこの市民の代表を選ぶ市議会議員選挙を汚すものであったということは間違いのないと思えます。さらに、即日罰金40万円を納付されたということは、やはり報道で見る限りでは、この事実を事実として認められたというふうを受け取りました。この二つのことからしても、市議会選挙を汚したとともに議会に対する市民の信頼を失わせるものであったと思えます。司法の判断がまだだということはありませんけれども、この事実経過から見ても、現時点でのこの辞職勧告決議を上げることには賛成をいたします。

○議長（中上良隆君）反対の討論ありませんか。

4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は反対の立場から討論いたします。重複する場面もあると思えますけれども、よろしくお願ひします。

まず、憲法第31条で適正手続き条項が定められており、これによりますと、法的手続き、有罪判決というのは裁判所が決めるものだと。それ以外の人は、いろんな判断は当然自由ですけれども、憲法上裁判所が最終的な判断権

を持っている。それも法律上認められた適正な手続きをもってはじめて正当な裁判ができるということであります。無罪推定の大原則はここから導かれるものでありますし、近代司法の大原則、これは曲げてはならんと。いろんな個人的な感情がありまして、制度として人類の知恵を結集したこの大原則というのは曲げてはならないと考えます。

また、無罪判決が出る可能性もある。このときに、もし出たときに、我々は賛成すればどういう責任を負えるか。負えない。取り返しのつかない回復不能な打撃を栄林議員に与えて、それで何らの責任も負わないと、極めて無責任な立場に置かれることになります。また、1審判決が有罪と出た場合に、我々は真っ白じゃなく灰色というような判断で、その時点で、裁判確定前であっても辞職勧告をすることが、辞職勧告決議案を通すことが市民の代弁者として与えられた任務に相当すると考えます。

それから、即日納付したということですが、それから有罪やと決めつけてしまうというのはおかしな話で、裁判の制度として国の制度としてこういう制度の中であなたはどのような選択をしますかと、その選択をしたことによって不利益を及ぼしませんよ、こういう制度が保障されていますよというような制度の中で、栄林議員がその道を選択したんであって、それを選択したからといって、不利益に扱うということは理由がないと思います。

また、先ほど職員の場合には即刻懲戒免職がなされたと、こういう話でありますけれども、これは懲戒権限者が本人あるいはほかの証拠と照らし合わせて間違いないと判断した上での懲戒免職であって、今の場合と何の関係もないと思います。一般人に保障される権利は議員にも保障されるべきであります。栄

林議員は、千何百名の市民の支持を得ております。これはそんなに簡単に犯人だと決めつけてしまって、それで辞職しなさい、そういうことを言うべき問題ではないと考えます。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長(中上良隆君)賛成の討論ありますか。

12番 辻本君。

[12番(辻本 勉君)登壇]

○12番(辻本 勉君)賛成の立場から討論させていただきます。

大変難しい問題といたしますか、私もそうですが、皆さんも大変このことに対しては苦慮されたと思うんですが、私も基本的には司法にゆだねるということでもいいのかなという気も持っておったんですけども、いろいろ考えていきますと、やはり県警と橋本署に逮捕された。そして略式起訴され、罰金40万円を納付し、略式命令が出ておるという状況でありますので、このことだけをとらまえても、議員として市民に対してやはり申しわけないことではなかろうかなと。実際の判決はまだ出ておりませんし、無罪になる可能性もあろうかと思っておりますけども、一市民という立場ではありません。議員として、橋本市の行政に市民の負託にこたえてやっていく一議員として、議員の職にありながらこういう疑わしきといたしますか、そういう問題が発生して逮捕されて起訴され、略式命令が出たということ自体が本当に議員としていいのかどうか。議員として本当に恥じるべき問題ではなかろうかなと思います。そのような中で、当然自らきちっと責任をとることが本来望ましいのではなかろうかなと思います。

大変難しい問題なんですけども、私としては市民の立場から考えますと、当然議員として恥ずべきことではないかなと。そういう実際の判決が出ていせんが、略式命令が出たということだけでも議員として恥ずべき問題

ではないかなと思いますので、議員自ら決するべきやと、身の振り方を決するべきだと思いますので、この辞職勧告決議に賛同したいと思います。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君）今回の決議案に対する反対の対場で討論させていただきます。

先ほどから、各議員が言われておりますが、本来、この決議案に対しては何らその理由なるものも示されていないように思います。単なる略式であっても、そら理由付けになるんかもわかりませんが、一つの例として、世田谷区の問題も言われておりました。この問題と今回のこの問題に関してはまるっきり違うように思います。私たちは判断できる材料として、世田谷区の場合はあるわけです。ただ、今回の場合、報道によるもので市民感情で言えば、私も本当に大変苦慮しているところですが、今回のこの時点の決議案に対しては反対せざるを得んのかなと、そういうふうに思います。1審の判決も出ておりませんし、求刑もいまだ出ておりません。本人は不服を申し立てております。一つは、やはり不服を申し立てている以上、裁判になるわけですね。裁判になりますと、当然、有罪・無罪の判決が出てまいります。本来、有罪の可能性も高いかわかりません。

だけど、一方では、やはり無罪という方向になる可能性もあります。そうした場合、私たちがこの何も判断する材料なしに、ここで決議をとって辞職勧告をするということはいかなものかなというふうに思います。本来、栄林議員の個人的に判断されるべきものであって、ここでその決議をもってされるということに対しては、今の時点では本当にこの決議案の提出というのはいかなものかなと思います。先ほどからも反対の議員の方も言わ

れておりますように、1審、また一つの裁判所の決定を見たときに、求刑なり出たときに、改めてやはり議員としての資質の問題で市民的な感情も待って、やっぱり栄林議員、勧告決議案を出させてもらいましたと、そういうような形をとるべきかなというふうに思います。

以上の理由によりまして、今回のこの時点の決議案に対しては反対の立場とさせていただきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）それでは反対の立場から討論させていただきます。

先ほどいろいろ皆さま、賛成・反対の立場からいろんな討論がございました。その中で、先ほど3番議員がおっしゃっていました世田谷区の方にしましてはきちっとした文書違反という形での証拠がある。また、13番議員が例に挙げていました職員がそういうことをすれば即首というか処分が下されるであろうと。それは職員としてそういうモラルに反したからという、私は罰やと思っております。

さて、この議員選挙。私は議員選挙というのは議員が市民に選ばれるための選挙であると。そのときに対して、いろんな違反云々がある場合は、私はその選んだ市民の皆さまにも責任があると思っております。私は、市民の皆さまに選ばれて議員となったときに、こういうふうにだれが悪い、正しいという判断をするんじゃなく、悪いことを改革していく、そうして市民の皆さまにとっていい行政、議会をつくっていくことが、私は市民に一番課せられた期待、希望だと思っております。その中で、確かに罰金40万円を払い、議員は出てきましたが、しかしその払わなあかん理由もあつたんじゃないかと、個人的には思いま

す。その理由はわかりません。仕事なのか体調面なのか、いろんな中での早く出なあかん部分があったのかもわかりません。そういう中も踏まえて、先ほどから反対議員の皆さんが言っているように、やはり司法の判決を待ち、そして、その出た判決に対して議会がどう取り組んでいくか。そして、この議会を本当にいいものに変えていくための皆さまの知恵をその場で出していきたい。憶測で物事を進めていけば、いろんなことが私は待っておると思います。ですから、ここは本当に一人の人間の人のことについて人生を決めていく大きな問題だと思っています。

これが可決されれば、私は議員は本当に大きな責任をとらなだめだという部分もあります。それはなぜか。先ほど言うように、憶測で皆さんが判断をしている。これ以上危険なことはないです。ですから、はっきりと司法の場にゆだねてあるんですから、今は。本人もそこでしっかりと言うことは言い、判決を待つと。そういう心構えやと思いますので、今回のこの決議に関しましては、私は反対の立場です。

以上。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 栄林三郎議員に対する辞職勧告決議について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立少数であります。

よって、議員提出議案第1号は否決されました。

お諮りいたします。

ただ今意見書案1件が議決されましたが、その字句、数字その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際報告いたします。総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申し出書のとおり閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長（中上良隆君）以上で、本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。

○議長（中上良隆君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）橋本市議会6月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は合併いたしましたはじめての選挙

後開催された最初の定例会でございます。議員の皆さまには慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

今年のクール・ビズの初日は少々気温が低く、春の名残を肌を感じながらのスタートでございましたが、日を迫うごとに猛暑の季節の到来を感じさせます。皆さまもご承知のことと存じますが、過日の報道によれば、温暖化防止への世界主要国の足並みがほぼ一致し、同じ方向で協議が進行されるだろうと発表をされました。やみ夜に一筋の光を見た思いがいたします。国情の差異はありますが、ぜひ、地球のため、人類のためにと念願をせざるを得ません。

また、一昨日は、財団法人日本立地センターの徳増専務理事から、ご無理を願いまして企業用地の現地調査、そしてまた視察後、委員会室におきまして企業誘致の動向と橋本市の誘致のあり方についてのご講演をいただい

たわけございまして、議会の議員の皆さんの多くの方のご参加をいただきました。本当にご苦労さんでございました。

さらに、本市の事業推進につきましてでございますが、議員のご意見を十分踏まえまして、今後費用対効果という観点から十分見きわめて、今後精力的に取り組んでまいりたく存じます。

議員の皆さまにおかれましては、梅雨の折から十分ご自愛をいただきまして、今後とも市政発展のためにご尽力をいただきますようによろしくお願いを申し上げ、閉会のあいさついたします。ご苦労さんでございました。

○議長（中上良隆君）これにて、平成19年6月橋本市議会定例会を閉会いたします。

（午前11時53分 閉会）